



フォークリフト運転技能講習のご案内 (31 時間コース)

(フォークリフト運転経験のない方の 31 時間コース)

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、労働安全衛生法第 61 条(就業制限)同施行令第 20 条第 11 号、労働安全衛生規則第 41 条に基づき、最大荷重が 1 トン以上のフォークリフトの運転の業務に就くものは、フォークリフト運転技能講習を修了した者でなければその運転業務に就くことが出来ないことになっております。

このたび普通自動車運転免許証を所持している方を対象とした、フォークリフト運転技能講習会を下記の通り開催することと致しましたので、この機会に適任者の受講方について格別のご配慮を賜りますようご案内申し上げます。

記

1. 日 程 学 科：(1 日) 令和 6 年 10 月 9 日(水)
実 技：(3 日間) 令和 6 年 10 月 12 日(土)・13 日(日)・14 日(月)
2. 時 間 学 科：午前 9 時 00 分～午後 6 時 10 分<学科試験含む>
実 技：午前 8 時～午後 5 時 30 分(10 月 12 日・10 月 13 日)
午前 8 時～午後 6 時 20 分<実技試験含む>(10 月 14 日)
3. 会 場 学 科：法人ビル 4F 研修センター (大田区蒲田 5-40-1)
実 技：株式会社大庄 DS.L ヘッドクォーター羽田 (大田区東糀谷 6-1-27)
4. 受講料 会員の方、39,600 円 (テキスト代、消費税込)
非会員の方、43,450 円 (テキスト代、消費税込)
5. 定 員 10 名
*定員になり次第締め切らせていただきます。
6. 写 真 学科当日(令和 6 年 10 月 9 日)写真(35mmx24mm)2 枚及び裏面に氏名を記入して提出して下さい

申込方法等

- ① 受講申込：裏面申込書により大田労働基準協会あて **Fax 03-3738-0128** して下さい。
- ② 申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は、「受講票」を申込担当者あて Fax 返信します(申込書には必ず Fax 番号をご記入下さい)。
- ③ 受講料は、受講票到着後 2 週間以内に銀行口座にお振込み下さい。
(振込手数料はご負担願います)。
※受講者数が満たない場合、中止または延期する事があります。

- ・銀行名 三井住友銀行 蒲田支店
- ・普通預金 口座番号 3687394
- ・口座名称 一般社団法人大田労働基準協会

※振込人名の前に講習会の開催日をご記入下さい。(例 0615 ○○カイシャ)

- ④ 受講の取消：講習日の 1 週間前までの取消は全額返還致します。(但し、振込み手数料はご負担願います) それ以降の取消については返還できませんので予めご承知おき下さい。

問合先 一般社団法人 大田労働基準協会 TEL 03-3738-0118

フォークリフト運転技能講習受講申込書 (31H)

□申込先 (一社) 大田労働基準協会 **03-3738-0128**

受講受付No.

令和6年10月 9日(水)、12日(土)・13日(日)・14日(月)

受講者氏名 ㊟

会員・非会員の別	・大田協会員 ・三田協会員 ・品川協会員 ・渋谷協会員 ・その他 (〇を付してください)		
事業場名			
事業所所在地	〒		
	TEL	FAX (受講票返信用)	
リガナ 受講者氏名			写真貼付
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 有/無 併記を希望する氏名又は通称 ()		
生年月日	西暦	年	月 日
現住所	〒		
当日連絡のつく電話番号	(携帯電話番号等)		
自動車免許の種類 (〇で囲みコピーを添付してください) 大型特殊 大型特殊(カタピラ限定付) 大型 中型 普通	免許証のコピーをここに貼り付けてください (裏面に変更箇所がある方は併せてコピーを添付してください)		

※講習科目の受講一部免除 下記に該当する者は□にチェックしてください

受講の免除を受けることができる者と免許できる講習科目

- 大型特殊自動車免許(カタピラ限定なし)を有する者
- 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許(カタピラ限定有)を有し、3ヶ月以上最大荷重 1t未滿のフォークリフト運転の業務に従事した者 (注1)
→1 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 2 走行の操作
- 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許(カタピラ限定有)を有する者
→走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識
- 6ヶ月以上最大荷重 1t未滿のフォークリフトの運転の業務に従事した者 (注1)
→走行の操作
- (注1) 受講申請時に、所属事業場に当該機械設備があること及び当該機械等の運転の業務等に所定期間従事したことを証明する事業主証明等が必要です